

「量の見込み」と「確保方策」の再補正等における事業概要説明資料

事業名		事業概要
1	利用者支援事業	子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、子育て中の保護者や妊婦等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する事業です。
3	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な就学前のお子さんを持つ家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
4	子育て短期支援事業	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。本事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業※1 及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業※2 があります。</p> <p>※1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病などの理由により家庭において児童等を養育することが一時的に困難になった場合などに養育・保護する事業です。</p>

事業名		事業概要
		※2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業とは、保護者が仕事などの理由により平日の夜間、又は、休日に不在となり家庭において児童等を養育することが困難となった場合などに、生活の指導、食事の提供等を行う事業です。
5	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。
6	一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象）	家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、認定こども園、保育所、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
7	一時預かり事業（在園児対象型を除く、保育所・認定こども園（保育部分）等）、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業（0歳～5歳））、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	
8	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施する事業です。
9	病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

事業名		事業概要
10	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。